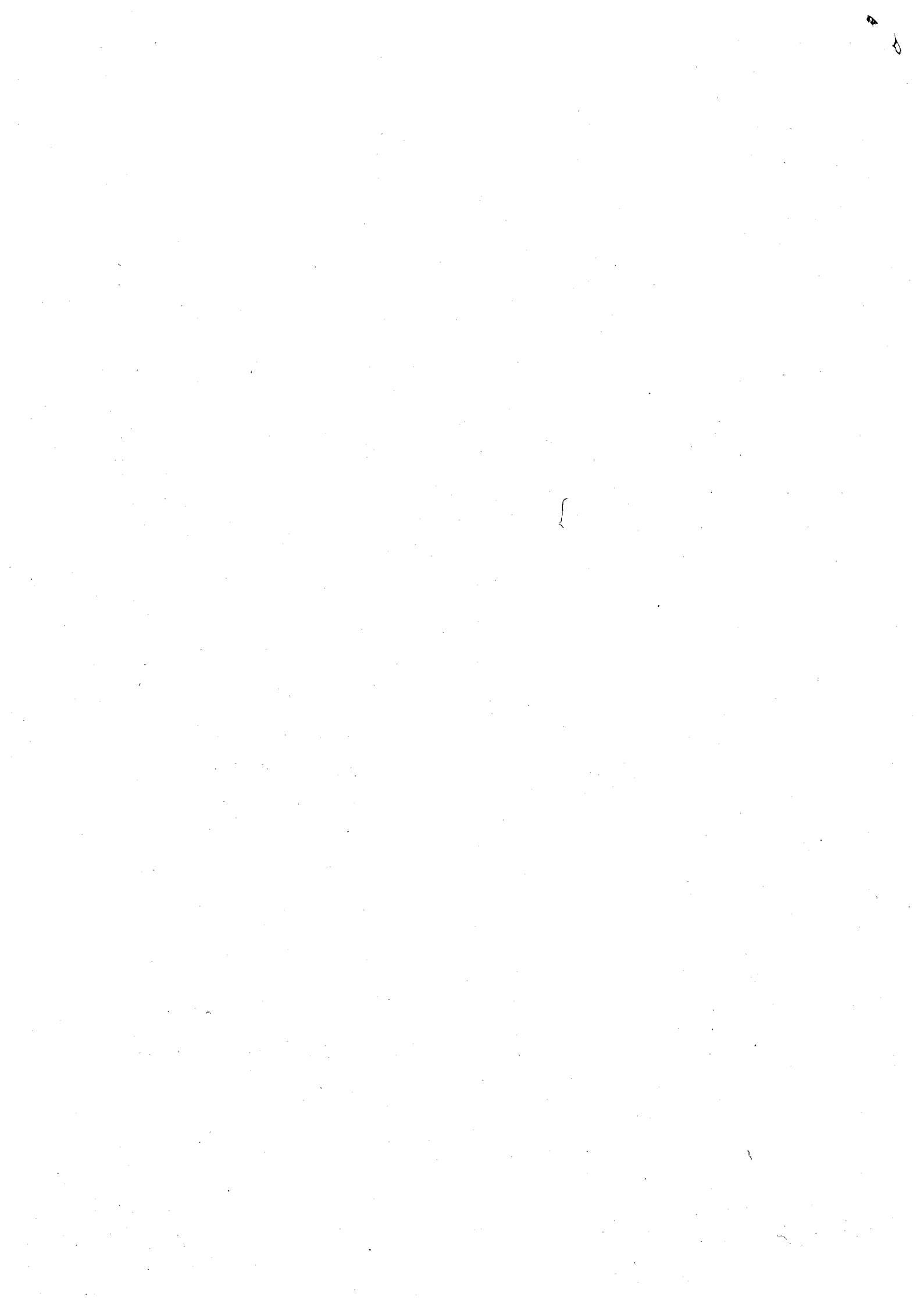


第61号議案 平成31年度長崎市一般会計補正予算（第1号）

目次	ページ
1 風しん予防接種費(4.1.4)	1
2 食品衛生監視活動費(4.1.8)	3

市民健康部

平成31年2月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
16~17	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	1-1	風しん予防接種費	千円 71,728

1 概 要

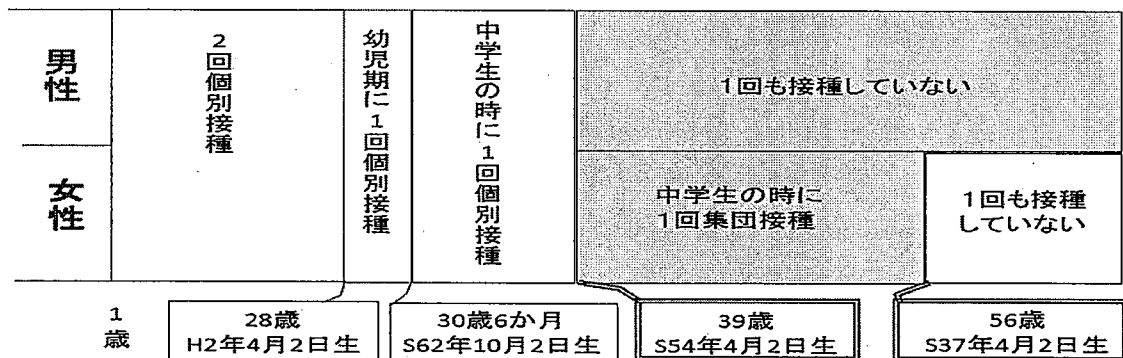
風しんの感染拡大防止を図るため、これまで風しんの定期予防接種の機会がなく、特に抗体保有率が低い年代の男性に対し、3年間、無料で予防接種を実施するもの。

予防接種の実施にあたっては、ワクチンの効率的な活用のため、先に抗体検査を無料で実施し、検査の結果、抗体が低い者を対象者とする。

なお、この補正予算については、早期に事業を開始し、接種期間を長く取る必要性があることから、まずは抗体検査に係る経費を計上するもの。

【風しんの定期予防接種制度の状況】

平成30年4月1日現在の年齢



2 事業内容

(1) 実施期間 平成31年度(2019年度)～2021年度

(2) 対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性。
ただし、医療機関の混乱等を避けるため、平成31年度(2019年度)は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とするが、それ以外の者についても希望すれば対象者となる。

※昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性は次年度以降が対象となる。

2019年度 対象者数 (A)	抗体検査 受検率 (B) ※	抗体検査 実施者数 (A×B=C)	予防接種 接種率 (D)	予防接種 実施者数 (C×D)
23,427人	51.1%	11,971人	21.2%	2,538人

※受検率は国の見込み率とする。

(3) 実施方法 対象者へ全国統一のクーポン券を発送し、対象者はそのクーポン券を医療機関等に持参し抗体検査を受ける。

(4) 事業費 71,728千円

内訳	補正額 (千円)	備 考
需用費	694	受診票印刷費・封筒購入費
郵送料	2,022	クーポン券の郵送料 受診票等の医療機関等への郵送料
委託料	69,012	抗体検査委託料 (全国統一単価 5,324 円 (税込み)) 支払事務委託料 (県国保連合会) (全国統一単価 300 円 (税込み)) クーポン券作成・封入等委託
合計	71,728	

3 今後のスケジュール予定

実施時期	実施内容
2019年4月～6月中旬	クーポン券作成・発送準備
2019年6月下旬～	クーポン券発送 ⇒ 抗体検査の実施 (～2020年3月)
2019年8月 ～2020年3月	予防接種の実施

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金(※)	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
71,728	35,864	—	—	—	35,864

※感染症予防事業費等国庫補助金 補助率 1/2

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
16～17	4 衛生費	1 保健衛生費	8 環境衛生費	1-1	食品衛生監視活動費	千円 1,881

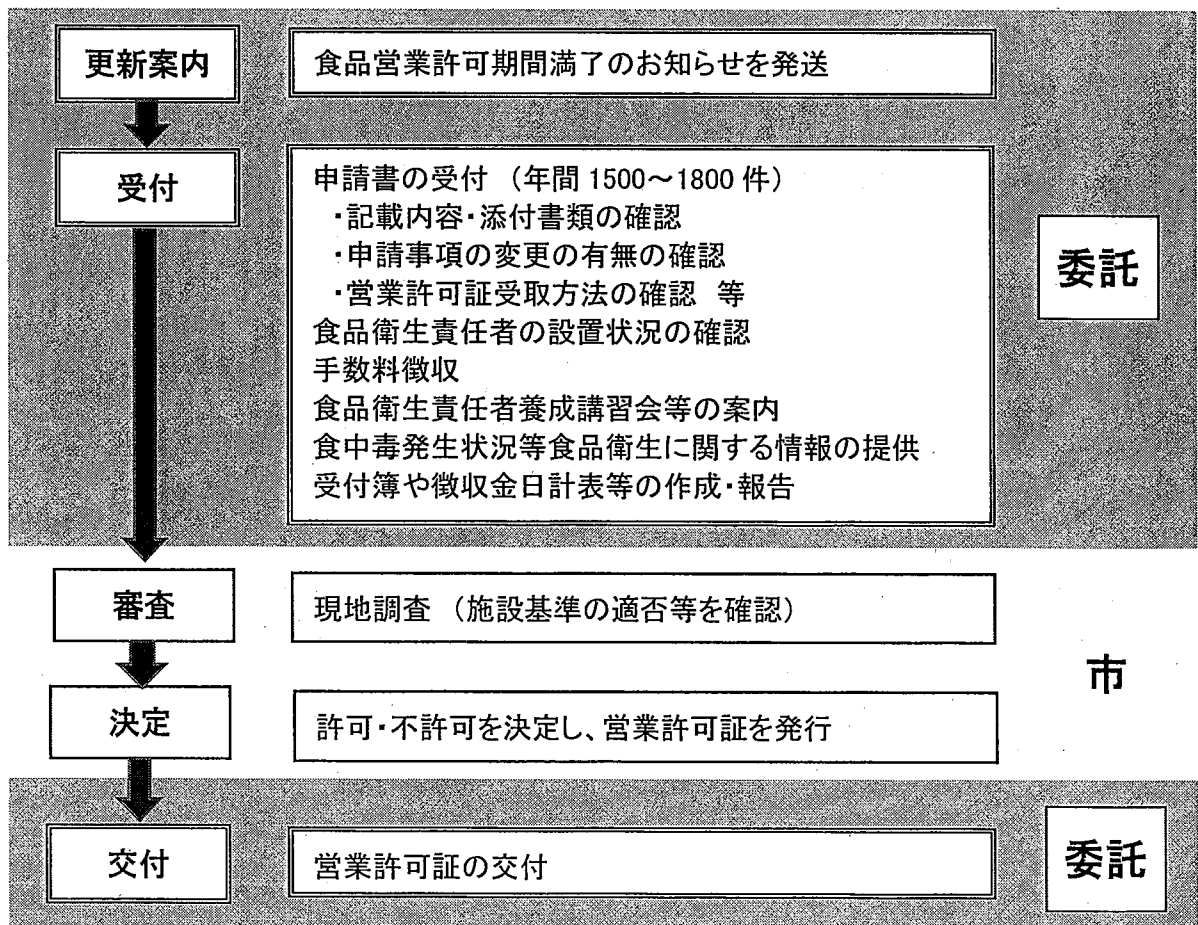
1 概要

生活衛生課で行っている食品営業許可業務について、調査や許可等の業務を除く、申請受付、手数料徴収事務等の業務を委託し、申請者の利便性向上及び業務の効率化を図り、連携して食品衛生を推進するもの。

2 業務委託の内容

食品営業許可に係る窓口業務の一部を、食品関係営業の各業種を網羅した食品衛生に関する自主的な取組みを行う団体である公益社団法人日本食品衛生協会の下部組織である、長崎市食品衛生協会に次のとおり委託する。

- (1) 業務名 食品営業許可申請受付等業務委託
- (2) 委託先 長崎市食品衛生協会
- (3) 委託期間 平成 31(2019)年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
- (4) 委託する事務



3 委託による効果

【申請者の利便性向上】

- ・ 食品営業許可の更新案内から営業許可証の交付までの窓口の一本化
- ・ 食品営業許可申請窓口と食品衛生責任者養成講習会等の申込み窓口の一本化
- ・ 市の条例で食品営業者に自主的な取組みを義務付けている衛生管理(製品検査や従業員の検便等)に係る情報の提供

【業務の効率化】

- ・ 職員(食品衛生監視員)が資格を要する業務に専念することによる効率性の向上
- ・ 食品衛生法改正により、HACCPによる衛生管理(※)が義務付けられること等による業務量増加への対応
- ・ 証紙廃止による業務量増加への対応

【施策の推進】

- ・ 食品営業者の自主的な衛生管理の推進
- ・ 市が条例で定める衛生管理基準の遵守を徹底するための仕組みづくり
- ・ 衛生思想の普及強化による食中毒等の危害の抑制

※ HACCP(ハサップ)による衛生管理

食品事業者が自ら食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法。

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 1,881	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,881

長崎市食品衛生協会について

1 概要

社団法人日本食品衛生協会が、昭和 23 年 11 月に厚生省の指導の下、営業者自身による自主的な衛生管理を推進する組織として設立された。その取組みを全国に拡大するため、各都道府県に支部が各保健所単位に地区協会が設立された。このような動きの中、長崎市食品衛生協会は昭和 36 年 6 月に設立された。

長崎市保健所との連携の下、保健所長が指定する食品衛生責任者養成講習会(年4回)・食品衛生責任者実務講習会(年4回)の実施、食品衛生指導員(※)による営業施設の巡回指導(平成 29 年度実績 3,892 件)、食品衛生思想の普及啓発等を行っている。

また、会員に対し自主的な製品検査、従業員の検便検査の計画的な実施を喚起するための案内や食品営業賠償共済保険の斡旋を行うなど、営業者自身の自主的衛生管理を推進するとともに、食品事故による被害者の迅速かつ確実な救済に資するための事業等を実施し、長崎市の食品衛生の推進に寄与している。

※ 食品衛生指導員

公益社団法人日本食品衛生協会が行う養成課程の修了者から各都道府県の支部長が委嘱する。保健所の指導の下、①営業施設の巡回指導 ②許認可申請手続指導 ③食品衛生思想の普及 ④保健事項(従業員の健康診断・検便等)の協力等を行う。

2 目的

食品衛生法の趣旨に沿うため、飲食に起因する食中毒その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他の食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的とする。

3 構成

会 長 橋本 邦芳 (長崎県料飲業生活衛生同業組合長崎支部会長)

会員数 5,185 人 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

構成組合数及び分会数 29 団体

食品衛生指導員数 104 人